

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）及び学校法人西南学院寄附行為（昭和26年2月24日。以下「寄附行為」という。）に基づき、監事の役割及び権限を明確にし、監事による監査等その職務が適正かつ有効に行われ、学校法人西南学院（以下「学院」という。）が設置する各学校及び保育所の教育研究・保育機能の向上を図り、もって学院の健全な発展及び社会的信頼の保持に資することを目的とする。

## 第2章 監事の職務

(監事の職務権限)

**第2条** 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学院の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) 学院の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対し報告すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。
- (4) 法令により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令又は寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項のほか、常勤監事は、常任理事会への陪席等を通じ、学院の業務を日常的に監査する。

(監事の調査権限)

**第3条** 監事は、いつでも、理事及び教職員に対して事業の報告を求め、又は学院の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 理事及び教職員は、監事が前項の報告又は調査を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとする。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、学院の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事の責務)

**第4条** 監事は、私立学校法、寄附行為及びこの規程に基づき、常に公平不偏の立場で監事監査及びその他の職務を適切に行うことにより、学院の掲げる建学の精神及び目的が達成できるよう努めなければならない。

2 監事は、監査対象部門に対し直接指揮命令してはならない。

3 監事は、その職務の遂行上知り得た情報をほかに漏えいしてはならない。この場合において、監事はその職を離れた以後も同様とする。

4 監事は、その任務を怠ったときは、学院に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

5 監事はその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該監事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。この場合において、監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、同様とする。

## 第3章 監事監査

(監事会)

**第5条** 監事は、職務を遂行するために、監事2名による監事会を組織する。

2 監事会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行うものとする。

- (1) 監査方針、計画及び方法

- (2) 監査結果の報告内容
- (3) その他監査実施に関する事項
- 3 監事会は、適宜開催するものとし、必要に応じて監事以外の者に出席を求めることができる。
- 4 監事会に係る事務は、内部監査室が行う。  
(監査の対象)

**第6条** 監事監査の対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学院の業務の状況
- (2) 学院の財産の状況
- (3) 理事及び教職員の職務執行の適法性及び妥当性
- (4) 内部統制システム整備の適正性
- (5) 情報保存管理体制及び情報開示体制

(監査の種類)

**第7条** 監査の種類は、業務監査及び会計監査とする。

2 前項の監査の内容については、次条及び第9条で定める。

(業務監査の内容)

**第8条** 監事は、学院の業務及び理事の職務の執行の状況が、法令、寄附行為等に準拠して適正に執行されているかを検証するために、業務監査を実施する。

2 監事は、学院の業務について業務監査を実施するに当たり、次に掲げる視点を踏まえるものとする。

- (1) 理事会が決定する内容が、建学の精神、将来計画等に基づいた経営方針に則しているか。
- (2) 理事会が理事長及び学院業務を執行する理事の監督義務を適切に履行しているか。
- (3) 理事会が決定する内部統制システムの整備の基本方針及び具体的な整備の内容が、法令及び寄附行為に適合し、業務の適正を確保する体制に即しているか。
- (4) その他監査において必要と判断されること。

3 監事は、理事の職務の執行の状況について業務監査を実施するに当たり、次に掲げる視点を踏まえるものとする。

- (1) 理事の職務の執行が、理事会の決定する経営方針及び事業計画に準拠しているか。
- (2) 理事長及び学院の業務を執行する理事が、その職務の執行の状況を適時かつ適切に理事会に報告しているか。
- (3) 理事に対する利益供与、競業取引、利益相反取引等、理事の義務に違反する行為がないか。
- (4) 寄附行為、計算関係書類（計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書をいう。以下同じ。）、議事録及び決裁文書その他の重要な書類及び情報について、その整備、保存、管理及び開示が適切に行われているか。

(会計監査の内容)

**第9条** 監事は、学院の財産の状況について、会計業務が学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）及び西南学院経理規程（1971（昭和46）年4月1日）に準拠し、予算管理制度に基づき執行されているかを検証するために、次に掲げる会計監査を実施する。

- (1) 計算関係書類及び財産目録の真実性、明瞭性、合目的性及び整合性
- (2) 内部統制システム整備の有効性及び信頼性
- (3) 決算及び予算外執行の妥当性、予算差異の内容分析

2 監事は、会計監査人が行う会計監査の方法及び結果を把握し、自身の判断で監査を行う。

(監査計画の策定)

**第10条** 監事は、毎会計年度の初めに監査の実施に関する計画（以下「監査計画」という。）を作成するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限りでない。

2 監事は、監査計画を作成し、若しくは変更したとき、又は臨時監査の必要を認めるときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

(監査の実施方法)

**第11条** 監事は、業務監査及び会計監査を次に掲げるとおり、書面監査及び実地監査により実施する。

- (1) 理事会議事録、常任理事会議事録、評議員会議事録その他重要な書類の閲覧
- (2) 会計に関する帳簿、書類等の調査
- (3) 業務状況の聴取
- (4) その他監査の実施に必要な事項についての報告の聴取又は調査

2 監事は、その職務を適切に遂行するために、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

- (1) 学院の理事及び教職員
- (2) 学院の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び子法人に使用される者
- (3) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 監査対象部門の者は、監査が円滑に遂行されるように協力しなければならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、学院の他の監事、学院の子法人の監事、監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監事は、監査の実施に当たり、学院の業務の円滑な遂行及び教育研究・保育の特性に十分配慮しなければならない。

(監査報告の作成)

**第12条** 監事は、毎会計年度、業務監査及び会計監査の結果を踏まえ、監事会での検討及び協議を経て、監査報告を作成する。

2 前項の監査報告には、作成年月日及び常勤の監事にあつてはその旨を付記し、監事全員が署名若しくは電子署名し、又は記名押印する。

3 監事は、学院の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を監査報告に記載しなければならない。

4 監事は、計算関係書類及び会計監査報告を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由
- (3) 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
- (4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- (5) 監査報告を作成するために必要な監査手続が実施できなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

5 監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、計算関係書類の作成に関する職務を行った理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。

- (1) 会計監査報告を受領した日（会計監査人が通知すべき日までに会計監査報告の内容の通知をしない場合には、監査を受けたものとみなされた日）から1週間を経過した日
- (2) 当該理事及び監事の間で合意により定められた日があるときは、その日

6 監事は、事業報告書及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 事業報告書及びその附属明細書が法令又は寄附行為に従い学院の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (3) 学院の理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったときは、その事実

- (4) 監査報告を作成するために必要な監査手続が実施できなかったときは、その旨及びその理由
- (5) 業務の適正を確保するための体制の整備事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

7 監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、事業報告書の作成に関する職務を行った理事に対し、事業報告書及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。

- (1) 当該事業報告書を受領した日から4週間を経過した日
- (2) 当該事業報告書の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
- (3) 当該理事及び監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

8 財産目録に関する監査報告の作成は、第4項及び第5項の規定を準用するものとする。

（理事会及び評議員会への報告）

**第13条** 監事は、前条の規定により作成した監査報告を、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出しなければならない。

2 監事は、監査の結果、学院の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告しなければならない。

（監査後の措置）

**第14条** 理事長は、監査報告に是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

2 監事は、理事長に対して監査報告に記載した事項の措置状況等について、口頭又は文書による報告を求めることができる。

（意見の提出）

**第15条** 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を提出することができる。

（理事会及び評議員会の招集）

**第16条** 監事は、第13条第2項の報告をするために必要があると認めるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求することができる。

2 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。この場合において、理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

3 前項の規定により監事が理事会及び評議員会を招集する場合には、監事は、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 会議が開催される場所に存しない理事又は評議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

4 第2項の規定により監事が理事会及び評議員会を招集するには、同項の監事は、理事会及び評議員会の日から1週間前までに理事又は評議員に対し、書面又は電磁的方法（理事又は評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。この場合において、理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

#### 第4章 監事監査以外の職責

(評議員会に提出する議案等の調査義務)

**第17条** 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事会及び評議員会への出席義務等)

**第18条** 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、理事長が必要と認める学院内の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

3 監事は、前2項の会議への出席の有無にかかわらず、理事及び教職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。

4 第1項の理事会及び評議員会に出席した監事は、理事会及び評議員会の議事録が正確に記載されているかを確認の上、署名若しくは電子署名し、又は記名押印しなければならない。

5 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合

(2) 評議員会が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を学院に対して通知した場合

イ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(3) 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより学院その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(4) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(監事の同意事項)

**第19条** 監事は、次に掲げる監事の同意を要する事項について、その可否を決定する。

(1) 監事の選任に関する議案を、理事が評議員会に提出する場合の監事の過半数の同意

(2) 理事が任務を怠ったことによる学院に対する損害賠償責任の免除に関する議案を、理事が評議員会に提出する場合の各監事の同意

(3) 寄附行為を変更し理事会の決議により理事の責任（善意でかつ重大な過失がない場合に限る。）を免除することができる旨の定めを設ける議案及びその寄附行為の定めに基づく理事の責任の免除に関する議案を、理事が理事会に提出する場合の各監事の同意

(4) 寄附行為を変更して非業務執行理事と責任限定契約を締結できる旨の規定を設ける議案を、理事が理事会に提出する場合の各監事の同意

(5) 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を理事会が定める場合の監事の過半数の同意

(6) 学院が、理事及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合の各監事の同意

(監事による理事の行為の差止め)

**第20条** 監事は、理事が学院の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって学院に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

(学院と理事との間の訴えにおける法人の代表)

**第21条** 学院が理事(理事であった者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は理事が学院に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、常勤監事が学院を代表する。ただし、常勤監事に事故のあるとき又は常勤監事が欠けたときは、他の監事が学院を代表する。

2 評議員会が学院に対し、理事、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求め、学院が当該求めを受ける場合は、常勤監事が学院を代表する。ただし、常勤監事に事故のあるとき又は常勤監事が欠けたときは、他の監事が学院を代表する。

(会計監査人の解任等)

**第22条** 監事は、評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 監事は、会計監査人が、寄附行為第59条第1項のいずれかに該当すると認める場合において、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事の全員の合意によって当該会計監査人を解任することができる。この場合において、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

**第23条** 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 前項の規定による一時会計監査人の職務を行うべき者の選任は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

## 第5章 監事職務体制の整備

(内部通報制度)

**第24条** 学院の理事又は教職員は、学院に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事のほか、監事に報告するものとする。ただし、理事長、業務執行理事又は監事が当事者である場合には、この限りでない。

2 理事又は教職員が監事に報告する窓口は総務部長又は学院が指定する弁護士とし、監事に報告すべき通報対象事実、報告方法、報告受付後の処理手続、関係者の責務等は、学校法人西南学院における公益通報者の保護等に関する規程(2017(平成29)年12月5日)にのっとるものとする。

3 学院は、前項の報告をしたことを理由として、当該理事又は当該教職員に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

(内部監査室との連携)

**第25条** 監事は、学院の業務及び理事の職務の執行の状況を監査し、その他の職務を遂行するに当たり、学院における内部監査を行う内部監査室と情報を共有し、密接な連携により、学院の監査業務の改善及び合理化に努めなければならない。

2 監事は、理事長の承認を得て、特定の事項について、内部監査室に対して調査を依頼し、報告を求めることができる。

(会計監査人との連携)

**第26条** 監事は、学院の財産の状況を監査するに当たり、会計監査人から報告を求めることができる。

2 監事は、効率的な学院の監査業務を行うために、会計監査人と情報を共有し、密接な連携を図るものとする。

(学院の責務)

**第27条** 学院は、前3条の体制整備に努めなければならない。

(教職員の配置等)

**第28条** 学院は、監事の求めを尊重の上、監事の職務を補佐する教職員の配置に努めるものとする。

2 前項の教職員は、その職務を行う場合、理事（理事長を含む。）から独立し、監事の指示に従い職務を行うものとする。

3 学院は、監事が必要と認める場合には、第1項の教職員が理事会、評議員会その他の重要会議に陪席することを認めるものとする。

4 監事が職務の執行について学院に対して費用の前払又は償還、債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、学院は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

## 第6章 雑則

(所管部署)

**第29条** この規程に関する事務は、内部監査室の所管とする。

(規程の改廃)

**第30条** この規程の改廃は、監事会の議を経て、評議員会が行う。

## 附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。